

令和3年8月31日

保護者の皆様

多賀町教育委員会

学校等で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（お知らせ）

処暑の候 皆様におかれましては、ご清祥のことと存じます。

平素は、本町教育行政の推進に格別のご支援ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、現在滋賀県においては新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されており、学校等におきましても感染症対策を取りながら教育活動を進めているところです。

今回、文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が示されました。

そこで、本町におきましてはそのガイドラインに基づき、保健所や学校医と相談の上、下記の対応を行います。その際には、皆様にご不便をおかけしますが、なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 【学級閉鎖】

次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。
- ②感染が確認された児童生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童生徒等が複数いる場合。
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。
- ④その他、学級閉鎖が必要と判断した場合。

### 【学年閉鎖】

学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

### 【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

以上